

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書

### (適用)

第1条 本仕様書は、受注者が行う熱中症対策に資する取組に対する現場管理費の補正にあたり、必要な事項について定めるものとする。

### (対象期間)

第2条 対象期間は、工事着手日から工事完了予定日の10日前とする。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場制作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (真夏日)

第3条 真夏日は、7月1日から10月31日までの期間における午前8時から午後5時までの時間帯で最高気温が30度以上の日とする。ただし、夜間工事の場合は午後8時から午前5時までの時間帯で最高気温が30度以上の日とする。なお、作業時間帯がこれにより難しい場合は、別途考慮することができる。

### (現場管理費の補正)

第4条 現場管理費の補正は、次式により補正值を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\text{補正值 (\%)}^2 = \text{真夏日率}^{1, 2} \times \text{真夏日補正係数}^3$$

- 1 真夏日率 = 対象期間中の真夏日(日) ÷ 対象期間(日)
- 2 小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- 3 真夏日補正係数は、1.2とする。

### (真夏日の算出)

第5条 発注者から受注者に対して、観測情報を週1回程度提供するものとし、受注者はこれを用いて、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

### (実施報告)

第6条 受注者は、熱中症対策に関する状況写真等を添付し、熱中症対策の実施報告書(様式2)を提出しなければならない。

#### 附 則

本仕様書は、令和元年8月1日から適用する。

#### 附 則

本仕様書は、令和2年7月1日から適用する。